第三次和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務

プロポーザル実施要領

1 趣旨

第三次和光市国民健康保険ヘルスプランの策定に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した事業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

- (1) 事業名 第三次和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務
- (2) 内 容 別紙「第三次和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務仕様書」(以下 「仕様書」という。)に基づく事業者提案によるもの。

3 履行期間

契約締結日~令和6年3月31日

4 委託料上限額

別紙「仕様書」の「4(1)第3期和光市国民健康保険事業計画の策定」に係るものについては、2,860,000円(税込)以内とする。また、「4(2)第3期和光市国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)の策定」、「4(3)第4期和光市特定健康診査等実施計画の策定」、「4(4)目的・目標・施策の策定」及び「4(5)第三次和光市国民健康保険ヘルスプランの計画書作成、印刷製本」に係るものについては、2,530,000円(税込)以内とする。

5 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年要綱第17号)第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- (2) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成8年要綱第7号)第3条第1項の規定により入札から除外されている者でないこと。
- (3) 主要取引先からの取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (5) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

6 スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。(なお、都合により変更する場合がある。)

(1) 実施要領の公表 令和5年4月 6日(木)

(4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限 令和5年4月28日(金)午後5時まで

 (5) 一次審査(書類審査)結果通知
 令和5年5月 8日(月)

 (6) 二次審査
 令和5年5月15日(月)

(7) 結果通知 令和5年5月18日(木)

(8) 契約締結 令和5年5月下旬

※提案事業者が3者以下の場合は一次審査を省略する。

7 審査及び業者選定

- (1) 事業者の選定基準
 - ① プロポーザルにおいて、提出書類の内容及びプレゼンテーションによる説明と提案 内容に係る見積額を評価し、最も適した提案を選定し、所要の手続きを経て事業者を 決定する。
 - ② 事業者選定に係る審査は、和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務委託事業者審査会が別に定める「評価基準」により行う。
- (2) 事業者の選定方法
 - 一次審査
 - 一次審査は、参加資格を有する提案事業者の提出書類に対して実施し、3者を選考 する。提案事業者が3者を超えない場合、一次審査を省略し、二次審査を実施する。
 - ② 二次審査
 - 二次審査は、一次審査で選定された提案事業者について、プレゼンテーションにより実施し、1社を選考する。
- (3) 事業者の決定

審査会は、プレゼンテーション及び企画提案書、見積書等の総合評価を行い、本事業 に最も適した事業者1者を決定する。

(4) 結果の通知

審査結果は、すべての提案事業者に文書で通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。また、審査経過については、いかなる問合せにも応じない。

8 契約の締結

(1) 契約手続き

和光市長は、審査により決定された事業者と業務委託契約の手続きを行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(2) 委託内容

別紙「第三次和光市国民健康保険へルスプラン策定支援業務仕様書」を基本とし、本 プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。事業者候補者決定 後に市と事業者候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定さ せることとする。必ずしも提案通りの内容で実施できるとは限らないが、提案した内容 については委託内容に盛り込まれるものとして実行可能性を十分に検証したうえで提案 を行うこと。

9 参加手続及び提出書類

- (1) 参加申込書・企画提案書等の提出について
 - ① 提出書類
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 会社概要書(様式2)
 - ウ 業務実績調書(様式3)
 - 工 配置予定者調書(様式4、5)
 - 才 企画提案書(様式6)
 - カ 見積書
 - ② 提出部数

紙による提出

- ・正本 1部(社印及び代表者印を捺印すること)
- ·副本 8部(捺印不要)
- ③ 提出期限

令和5年4月28日(金)午後5時まで(郵送の場合は当日消印有効)

④ 提出場所

和光市保健福祉部健康保険医療課国保医療政策担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話:048-424-9127 FAX:048-463-8815

E-mail: d0400@city.wako.lg.jp

⑤ 企画提案書等の返却

すべての提出書類の返却は行わない。

(2) 作成要領

① 企画提案書

ア以下の項目を提案すること。

- 1 本業務を実施するに当たっての基本的な考え方
- 2 和光市国民健康保険現状分析(被保険者及び医療費)の考え方・方法
- 3 和光市国民健康保険医療費推計等の考え方・方法
- 4 第3期和光市国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)の具体的な策定 の流れ・方法
- 5 第4期和光市特定健康診査等実施計画の具体的な策定の流れ・方法

- 6 分析結果に基づく市の特性・現状及び市民の健康状態等を踏まえた課題抽出・ 目的・目標・施策の作成に関する具体的な考え方・方法
- 7 本業務を行うに当たっての業務体制・業務スケジュール
- 8 個人情報保護及び処理等に関する社内体制及び方法
- 9 その他
- イ 様式は任意とする。
- ウ 提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的に分かるよう簡潔明 瞭なものとすること。

② 見積書

提案事業者の提案を実現するためのすべての経費を計上した見積書を作成すること。 提案事業者の提案に付随して、当初予定していなかった経費支出を本市が行うことは 困難であるため留意すること。

見積書の様式は自由であるが、別紙「仕様書」の「4(1)第3期和光市国民健康保険事業計画の策定」に係るものと「4(2)第3期和光市国民健康保険保健事業計画(データへルス計画)の策定」、「4(3)第4期和光市特定健康診査等実施計画の策定」、「4(4)目的・目標・施策の策定」及び「4(5)第三次和光市国民健康保険へルスプランの計画書作成、印刷製本」に係るものは分けて積算し、その内訳が明らかとなるようにしたうえで、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

10 質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、 提出期限後の質問については、受付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問書(様式7)を対応窓口あてに電子メールで送信すること。 なお、タイトルを「和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務について(貴社名)」 とすること。

(2) 提出期限

令和5年4月14日(金)午後5時受信分まで

- (3) 回答方法 ホームページにて公開する。
- (4) 回答日 令和5年4月19日(水)

11 プレゼンテーション

企画提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーションを実施する。(なお、時間は都合により変更する場合がある。)

(1) 日 時

令和5年5月15日(月)午前9時10分から ※各社の実施時間については、一次審査結果通知と併せて通知する。 (2) 場 所

和光市保健センター3階 研修室

- (3) 内容
 - ① プレゼンテーションの時間は準備及び片付けを含め40分以内とする(準備5分、 説明20分、質疑応答10分、片付け5分)。
 - ② 提案事業者からのプレゼンテーションの参加者は、3人以内とする。
 - ③ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案事業者側で機器を用意すること。なお、必要に応じて、プロジェクター及びスクリーンは市が準備をする。
 - ④ 当日の説明資料がある場合は、10部用意すること。
 - ⑤ あいさつ、会社紹介等も説明時間に含める。

12 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本要領の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと審査者 が認める場合

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る費用は提案事業者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (4) 事業者決定後、審査会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更 や新たな提案を求める場合がある。さらに、審査会では選考された企画提案書を元に 仕様書を作成できるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、第三次和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務 受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主 張は認めない。
- (6) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

14 対応窓口

(1) プロポーザル実施要領全般に係るもの及び別紙「仕様書」の「4(1)第3期和光市国民健康保険事業計画の策定」に係るもの

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5

所 属 和光市保健福祉部健康保険医療課国保医療政策担当

担 当 斉藤・大坂

電 話 048-424-9127

F A X 048-463-8815

E-mail d0400@city.wako.lg.jp

(2) 別紙「仕様書」の「4(2)第3期和光市国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)の策定」、「4(3)第4期和光市特定健康診査等実施計画の策定」、「4(4)目的・目標・施策の策定」及び「4(5)第三次和光市国民健康保険ヘルスプランの計画書作成、印刷製本」に係るもの

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5-51 和光市保健センター内

所 属 和光市保健福祉部健康保険医療課へルスサポート担当

担 当端山

電 話 048-424-9128

F A X 048-465-0557

E-mail d0400@city.wako.lg.jp